

## スイスの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

スイス連邦（ドイツ語では「Schweizerische Eidgenossenschaft」、フランス語では「Confédération Suisse」、イタリア語では「Confederazione Svizzera」。以下「スイス」という）は、主権を有する 23 の州（Kanton）及び 3 つの準州から構成される共和制の連邦国家である。従って、スイスは連邦法を有するとともに、各地の州においては独自の州法も存在する。

スイスの人口は約 830 万人にすぎないが、2 つの優秀な連邦工科大学を擁し、これまでノーベル賞を受賞した科学者は 22 名にのぼり、高い科学技術研究開発能力を有するイノベーション国家であるといえる。また、近年、人口あたりの特許出願件数については、スイスは世界トップレベルを維持している。スイスには、ノバルティス及びロシュを始めとする医薬品製造企業、ネスレを始めとする食品・飲料製造企業、ロレックスを始めとする腕時計製造企業<sup>2</sup>、ABB を始めとする機械製造企業のように、数多くのハイテク企業を擁する。

スイスは欧州連合（EU）には加盟していないが、欧州評議会及び欧州自由貿易連合（EFTA）に加盟している。2002 年には、国連への加盟を果たした。また、シェンゲン協定、欧州人権条約等の国際条約にも加盟している。EU に加盟していないスイスは、本来、EU 指令の国内法化の義務はないが、経済活動の円滑化等の目的から、自国の法制度を可能な限り EU の法規制に合わせるようにしている。スイスには、多くの国際機関（例えば、世界貿易機関（WTO）、世界保健機関（WHO）、国際標準化機構（ISO）等）が本拠をおいている。

スイスでは、言語政策につき、「4 言語主義」が採用されている。連邦の「国語」（連邦政府により公式に認められた言語）は、ドイツ語、フランス語、イタリア語及びロマンシュ語の 4 つである。これに対し、連邦の「公用語」（連邦政府の官公庁等において使用されるべき言語）は、基本的には、ドイツ語、フランス語及びイタリア語の 3 つであるが、ロマンシュ語の話者との意思疎通においては、ロマンシュ語もまた連邦の「公用語」であるとされて

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> スイスの高級腕時計メーカー「フランク ミュラー」の商標管理会社が、日本特許庁に「フランク三浦」商標登録の無効審決を請求したところ、特許庁は無効審決を下したが、知財高裁が特許庁の無効審決を取り消す判決を下したことは記憶に新しい。現在、本事件は最高裁に上告されたことから、最高裁の判断が注目される。

いる<sup>3</sup>。

ところで、日本における欧州法の研究では、従来、ドイツ法、フランス法及びイギリス法が、主な対象とされてきた。これに対し、他の欧州諸国の法律（スイス法等）については、研究対象とされることが、比較的少なかったといえよう。しかし、ドイツ法、フランス法及びイギリス法以外の欧州諸国の法律についても、日本にとって参考となる重要な法制度や法実務運用があるのではないと思われる。前述したさまざまな側面におけるスイスの重要性に鑑みると、スイスの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、スイスの知的財産法の概要を紹介することとしたい。

## II スイスの法制度一般

スイスの法制度は、ドイツと同じく、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。スイス法は、ドイツ法とともに、日本、台湾、トルコ等多くの国の法制度に大きな影響を与えてきた。

スイス民法典（Schweizerisches Zivilgesetzbuch (ZGB)）は、ドイツ民法典の強い影響を受け、1907年12月10日に制定され、1912年1月1日に施行された（その後も、幾度もの改正を経ている）。スイス民法典は、1926年に制定されたトルコ民法典に対して強い影響を与えた。スイス民法典は、親族法及び相続法だけでなく、物権法を含むものであるが、債務法については、別の法典であるスイス債務法典（Bundesgesetz betreffend die Ergänzung des Schweizerischen Zivilgesetzbuches (Fünfter Teil: Obligationenrecht: OR)）が1911年に制定されている。スイス債務法典は、その内容に契約法、会社法、手形小切手法等を含んでいることから分かるように、民法と商法を統合したものであり、その制定以降、多くの国の立法に影響を及ぼした。最近日本で検討されている「債権法改正」の議論において、スイス民法典及びスイス債務法典の体系及び内容が改めて注目されている。

スイス法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、英語による概説書として、『INTRODUCTION TO SWISS LAW *Third Edition*』（Edited by F. Dessemontet and T. Ansay, Kluwer Law International, 2004）がある。

インターネット上の情報としては、ウェブサイト「GloboLex」に、英語ではあるが、スイスの法制度や法令・判例の調査方法等に関するさまざまな情報が掲載されている<sup>4</sup>。

## III 知的財産法全般

---

<sup>3</sup> スイスにおいては、実際には、ドイツ語話者が約65%、フランス語話者が約20%、イタリア語話者が約5%であり、ロマンシュ語話者は約1%しかいない。住民が主に使用している言語は、地域によって異なる。英語を含む複数言語を自在に操るスイス人は、数多い。

<sup>4</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/switzerland.htm>

スイスの知的財産法制度は、主に、特許法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法等により構成されている。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

スイスは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO 設立条約、WTO 協定、TRIPS 協定、特許協力条約 (PCT)、欧州特許条約 (EPC)、国際特許分類に関するストラスブール協定、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、商標法条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約<sup>5</sup>、万国著作権条約、実演家等保護条約、レコード保護条約、植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約) 等である。スイスは EU に加盟しておらず、商標についての欧州連合商標 (EUTM)<sup>6</sup> 制度、意匠についての共同体意匠制度には参加していない。

知的財産権に関連するスイスの政府機関のうち最も主要なものであるスイス連邦知的財産権庁<sup>7</sup>は、ベルンに所在している。主に特許、意匠及び商標の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。

#### IV 特許

スイスで初の特許法が制定されたのは 1888 年であり、他の先進工業国よりもかなり遅かった (英国は 1624 年、米国は 1790 年、フランスは 1791 年)。これは、スイスの繊維・化学産業が、スイスに特許法が無かったことから、他国の技術を模倣して使用することにより発展してきたという経緯があったため、特許法の制定には反対が強かったという事情があった。しかも、1888 年の特許法は、特許権の保護対象を、産業上利用可能な機械分野の発明に限定していた。その後、1907 年の特許法改正により、ようやく、上記の限定が外されることとなった。このように、スイスの繊維・化学産業の発展の陰には、「特許制度の不存在」があったといわれている<sup>8</sup>。

<sup>5</sup> 「レ・ミゼラブル」の著者ヴィクトル・ユーゴーらは、著作権に関する国際的保護が不十分であった状況を改善するための運動を活発に行っていた。そして、著作権の国際的保護を図るため、各国の代表者がスイスのベルン (フランス語では「ベルヌ」と発音する) に集まり、1886 年、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」 (通常、「ベルヌ条約」と略称される) が締結された。

<sup>6</sup> 2016 年 3 月 23 日の欧州連合商標規則の施行までは、「共同体商標」 (CTM) という名称であった。

<sup>7</sup> スイス連邦知的財産権庁のホームページの URL は、次のとおりである。

<https://www.ige.ch/en.html>

<sup>8</sup> 松浦安紀子著「小さな大国・スイスのイノベーションを支えるシステム ―技術移転の観点を中心として―」 (『特技懇 No.275』 (特許庁技術懇話会、2014 年) 所収) 70～71

スイスの現行特許法は、1954年に制定され、幾度もの改正を経たものである<sup>9</sup>。

現在のところ、スイスで特許権を取得するには、2つの方法がある。1つは、欧州特許条約（EPC）に基づき欧州特許局（EPO）に対して欧州出願を行い、許可後に、スイス等の希望する国における登録を行うことである。もう1つは、スイス連邦知的財産権庁に特許出願を行い特許を取得することである。前者については、別稿で述べたので、本稿では、主に後者について説明する（但し、いずれの方法でも、取得した権利の効力は同じである）。

スイス特許法は、先願主義を採用している。

発明者、権利承継人その他の権原の下に発明を所有する第三者は、特許出願を行うことができる。スイスに住所を有しない出願人は、スイスの現地代理人を選任しなければならない。

スイス債務法によると、職務発明は原始的に使用者に帰属すると規定されているが、補償金に関する規定は置かれていない<sup>10</sup>。

スイスでは、特許出願につき、新規性及び進歩性についての実体審査は行われない。よって、審査請求制度も採用されていない。出願日又は優先日から18か月経過後に特許出願内容が公開される<sup>11</sup>。

方式要件不備や不特許事由（公序良俗違反等）該当の場合は、連邦知的財産権庁から拒絶理由通知が発せられ、指定された期間内に拒絶理由を解消できないときは、出願登録は拒絶されることになる。

新規性及び進歩性等の要件を満たしていない特許権は、登録後に無効とされる可能性がある。新規性については、絶対的新規性が採用されており、世界のいずれかの国・地域において公衆に利用可能とされた発明は、新規性が認められない。

連邦知的財産権庁が当該特許出願は認容される状態にあると判断した場合、特許が付与される。特許付与公告日から9か月以内に、特許性欠如を理由として異議申立てを行うことができる。また、当該特許と利害関係のある者は、新規性又は進歩性の欠如、産業上利用可能性の欠如、特許性欠如、開示不十分を理由として裁判所に無効請求を行うことができる

特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から20年である。

スイスとリヒテンシュタインの二国間条約により、これら両国で単一の特許の付与を受ければ、両国で効力を有する特許権が発生する。従って、スイスとリヒテンシュタインの両方で特許の付与を受ける必要はないといえる<sup>12</sup>。

なお、スイスには、実用新案制度は存在しない。

---

頁。

<sup>9</sup> 特許法（2009年3月20日改正、2012年1月1日施行）の日本語訳は、下記ウェブページに掲載されているが、その後の改正を反映しておらず、最新の内容ではない。

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/switzerland/tokkyo.pdf>

<sup>10</sup> 松浦・前掲書72頁。

<sup>11</sup> 本稿の「特許」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「スイス」の「産業財産権制度」6～13頁等を参照した。<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html>

<sup>12</sup> 前掲「産業財産権制度」13頁。

## V 意匠

スイスの現行意匠法は、2001年10月5日に改正され、2002年7月1日に施行されたものである<sup>13</sup>。

意匠とは、「線、面、輪郭若しくは色彩の配置により又は用いられている材料により特徴付けられる製品又は製品の部分の創作」をいう（意匠法1条）。「物品」は、部品、包装、グラフィックシンボル、タイプフェイスを含む。スイスでは、部分意匠制度は採用されていない。

スイス意匠法は、先願主義を採用している。

意匠出願に対しては、方式要件及び不登録事由（公序良俗違反等）非該当の審査のみが行われ、新規性及び独自性等に関する実体審査は行われぬ。よって、審査請求制度も採用されていない。出願公開制度は採用されておらず、出願内容は意匠登録後に公開される。

新規性及び独自性等の要件を満たしていない特許権は、登録後に無効とされる可能性がある。意匠の新規性は、「出願日又は優先日前に、同一の意匠がスイス国内の関連業界において、知得することが可能であり、知られ得る状態の場合」に該当しないことをいう<sup>14</sup>。

方式要件及び不登録事由非該当の要件を満たしている場合、意匠登録が認められ、公告される。新規性及び独自性の欠如等の実体要件の不足を理由として裁判所に無効請求を行うことができる<sup>15</sup>。

意匠権は登録日から発生し、その最初の存続期間は出願日から5年であるが、その後、5年ごとに、合計25年まで延長することができる。

意匠については、特許と異なり、スイスとリヒテンシュタインの二国間条約により、これら両国で単一の特許の付与を受ければ、両国で効力を有する特許権が発生するという制度は無い。従って、スイスとリヒテンシュタインの両方で意匠権を取得したい場合は、両方の国で意匠の登録を受ける必要があるといえる<sup>16</sup>。

## VI 商標

スイスの現行商標法は、2009年3月20日に改正され、2011年7月1日に施行されたものである<sup>17</sup>。

---

<sup>13</sup> 意匠法（2001年10月5日改正、2002年7月1日施行）の日本語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/switzerland/ishou.pdf>

<sup>14</sup> 前掲「産業財産権制度」15頁。

<sup>15</sup> 本稿の「意匠」の部分については、前掲「産業財産権制度」14～18頁等を参照した。

<sup>16</sup> 前掲「産業財産権制度」18頁。

<sup>17</sup> 商標法（2009年3月20日改正、2011年7月1日施行）の日本語訳は、下記ウェブペ



商標とは、「ある企業の商品又はサービスと他の企業のそれとを識別することができる標章」をいう（商標法1条1項）。登録可能な商標は、視覚的に表現できる標識で、言葉、文字、数字、視覚的表現、立体形状、色彩、動作、位置、ホログラム、楽譜により表現できる音声標章等であるが、香りや味等は視覚的に表現できないため、商標登録はできない<sup>18</sup>。

スイス商標法は、先願主義を採用している。

商標登録出願の願書は、ドイツ語、フランス語及びイタリア語のうちいずれかの言語により作成する必要がある。

スイスでは、一出願多区分制が採用されている。オンライン出願も可能である。

商標出願後、方式審査だけでなく、実体審査が行われる。実体審査は、絶対的不登録事由（商標の保護対象でないこと、識別性を有しないこと、公序良俗に反すること等）のみについて行われ、相対的不登録事由（先行商標と同一又は類似であること、先行商標と混同されるおそれがあること等）については行われない。相対的不登録事由は、商標登録後の異議申立てにおいて審査され得る。

出願公開制度は採られていない。また、全ての商標出願は実体審査されるため、審査請求制度は採られていない。

方式要件及び不登録事由非該当の要件を満たしている場合、商標登録が認められ、公告される。

拒絶査定に対して、出願人は、30日以内に、連邦行政裁判所に不服申立てを行うことができる。

商標登録の公告日から3か月間は異議申立てが認められている。異議理由は相対的不登録事由に限定され、異議申立ての主体は先行商標の商標権者等に限定されている。異議申立てを認める決定に対しては、30日以内に、連邦行政裁判所に不服申立てを行うことができる。

絶対的不登録事由に対しては、民事裁判所に登録無効請求を行うことができる。

著名商標の所有者は、いかなる種類の商品又はサービスについても、他人による商標使用により、商標の識別性を危うくし又はその著名性を利用若しくは損なう場合は、他人による使用を禁止することができる。

商標権の存続期間は出願日から10年であり、以後10年ごとに何回でも更新することができる。出願時及び更新時における商標使用義務は無い。

商標登録後継続して5年以上登録商標を使用していない場合、正当な理由がない限り、申立てにより、当該登録商標を取り消されることがある。

商標については、特許と異なり、スイスとリヒテンシュタインの二国間条約により、両国で単一の特許の付与を受ければ、両国で効力を有する特許権が発生するという制度は無い。従って、スイスとリヒテンシュタインの両方で商標権を取得したい場合は、両方の国で商標

---

ージに掲載されている。

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/switzerland/shouhyou.pdf>

<sup>18</sup> 本稿の「商標」の部分については、前掲「産業財産権制度」19～23頁等を参照した。

登録を受ける必要があるといえる<sup>19</sup>。

## Ⅶ 著作権

スイスの現行著作権法（正式には「著作権及び隣接権に関する連邦法」）は、1992年10月9日に公布され、1993年7月1日に施行され、その後、2007年等に若干の修正を経たものである<sup>20</sup>。

スイスの著作権法制度は、基本的に、フランス等のものと同様であり、著作権は「著作者の権利」と位置付けられている。著作権は、著作物を創作すれば発生し、登録等の形式を要しない。

「著作物」とは、その価値又は目的に関係なく、個人的性格を有する文学及び美術の知的創作物をいう。著作権法2条2項は、著作物の具体的な種類として、①文学的、学術的その他の言語著作物、②音楽著作物その他の聴覚的著作物、③造形美術の著作物、とくに絵画、彫刻及びグラフィック（筆写芸術）、④図面、平面図、地図又は立体的表現（描出）のような学術的又は技術的内容を有する著作物、⑤建築著作物、⑥応用美術の著作物、⑦写真的、映画的其他視覚的又は視聴覚的著作物、⑧舞踊著作物及び無言劇を列挙している。このように、応用美術の著作物を独立の著作物類型として規定していることは特徴的である。そして、コンピュータ・プログラムについては、各種著作物の中に列挙して規定することはせずに、「コンピュータ・プログラムも著作物とみなす」との規定を置いている（2条3項）<sup>21</sup>。

著作者は自然人に限定され、法人著作という概念は認められない。

スイス著作権法は、「既存の著作物をパロディーの創作のため又はこれに匹敵する著作物の変更のために利用することは認められる。」と規定して、パロディーを明文で認めている（11条3項）。

著作権の保護期間は、原則として、著作者の死後70年までである。但し、コンピュータ・プログラムについては、著作者の死後50年までである。また、隣接権については、製作又は放送の発信から50年間とされている。

## Ⅷ 営業秘密

スイスの不正競争防止法<sup>22</sup>は、営業秘密についての明文規定を置いている（2条、4条c

<sup>19</sup> 前掲「産業財産権制度」19頁。

<sup>20</sup> 著作権法（1992年10月9日公布）の日本語訳は、久々湊伸一著「新スイス著作権法とその特色」（『商學討究 45(4)』（小樽商科大学、1995年））162～184頁に掲載されているが、その後の改正を反映しておらず、最新の内容ではない。

<sup>21</sup> 本稿の「著作権」の部分については、久々湊・前掲書の日本語訳等を参照した。

<sup>22</sup> 不正競争防止法（1986年12月19日施行）の日本語訳は、①田村善之著「スイスの不正競争防止法の紹介〔含 条文訳〕」（『日本工業所有権法学会年報（16）』（日本工業所有権

及び6条)。即ち、同法4条cは、従業者等に対して雇用者等の製造上・取引上の秘密を詮索し又は漏洩するよう唆かした場合、不正競争行為に該当するものとする。また、同法6条は、自己が騙し取り又はその他の方法で不当に知り得た製造上・取引上の秘密を利用又は開示した場合、不正競争行為に該当するものとする。従業員が関与せず、産業スパイが営業秘密を不正に取得した場合は、同法2条の一般条項<sup>23</sup>に該当する可能性がある。なお、スイス連邦最高裁の判示によると、「秘密情報」とは、「客観的に秘密である事実に関する特別の知識」をいい、「客観的に秘密である」とは、「外部から知ることができず、かつ、直ちにアクセスできないこと」をいう<sup>24</sup>。

不正競争防止法違反行為に対しては、差止、侵害排除、違法宣言、判決公表、損害賠償といった民事上の請求をすることができる。また、同法4条又は6条の不正競争行為を故意に行った者には、拘禁刑又は罰金刑が科される。

スイス刑法にも営業秘密侵害に関する規定がある(162条)。即ち、「法律上又は契約上漏洩してはならない義務を負っているにもかかわらず製造上若しくは取引上の秘密を漏洩した者、又は自己若しくは他人の利益のために漏洩された情報を使用した者は、告訴により、拘禁刑又は罰金刑に処する。」との規定である<sup>25</sup>。

また、スイス債務法は、被用者に対し、雇用者の製造上・営業上の秘密を保持すべき義務を課している(340条)。

## IX エンフォースメント

スイスにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段(民事訴訟)、刑事的手段(刑事訴訟)及び税関の水際措置等がある。

### 1 民事的手段(民事訴訟)

民事的手段(民事訴訟)により、知的財産権の権利者は、権利侵害行為の差止、損害賠償、権利侵害品の差押え、侵害継続防止のための措置等を請求することができる。

スイスには、連邦裁判所と州裁判所がある。スイスでは、原則として、まず、州の裁判所が訴訟を管轄する。州の裁判所で最終審の判断が下された後、はじめて、連邦裁判所に提訴される。連邦裁判所の権限は、連邦法の適用に限定される。連邦裁判所は、違憲の連邦法の適用を拒否することはできず、違憲性を宣言することができるだけである。連邦最高裁判所

---

法学会、1992年)所収)、②『知的財産の適切な保護に関する調査研究』(TMI総合法律事務所、2008年)I-110~118頁に掲載されている。

<sup>23</sup> 同法2条の規定は、次のとおりである。「欺罔的またはその他の方法により信義誠実の原則に反する行為または営業態度で、競争者の関係あるいは供給者と需要者の関係に影響を与えるものは、不正であり違法である。」(田村・前掲書)

<sup>24</sup> 前掲『知的財産の適切な保護に関する調査研究』I-89~91頁。

<sup>25</sup> 前掲『知的財産の適切な保護に関する調査研究』I-91頁。



は、「連邦の最高の司法官庁」であり、連邦レベルの最終審である。

スイスでは、従来、州ごとに民事訴訟制度が制定・運用されてきた。また、裁判所制度も州ごとに異なっており、各州が独自の裁判所組織を有する。州レベルの標準的な裁判所制度は、下級裁判所と上級裁判所の二審制である。そして州の上級裁判所の判決に対しては、連邦裁判所に上告することができる。連邦裁判所は、州の上級裁判所の行った事実認定に基づき、原判決に連邦法違反があるか否かという法律審査を行う<sup>26</sup>。

上記のように州ごとにばらばらの民事訴訟手続を、連邦法レベルで統一しようという努力が長い間なされてきた。その結果、2011年1月1日、スイス連邦民事訴訟法が施行され、各州の民事訴訟手続が連邦法レベルで統一された。

そして、2012年1月1日、「連邦特許裁判所法」<sup>27</sup>の施行により、連邦特許裁判所<sup>28</sup>が創設され、運用が開始されている。連邦特許裁判所は、連邦特許裁判の第一審として、特許権の侵害及び有効性に関する紛争を解決することを目的とするものである<sup>29</sup>。特許ライセンスに関する紛争についても、連邦特許裁判所が管轄することが可能である。連邦特許裁判所の下した第一審判決に対する上訴は、連邦最高裁判所に対して行う。連邦特許裁判所の公表した2015年版アニュアル・レポート<sup>30</sup>によると、2015年12月31日現在において、26件の通常事件及び5件の簡易手続事件が連邦特許裁判所に係属しているとのことである。

## 2 刑事的手段（刑事訴訟）

知的財産権の権利者は、知的財産権侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、検察官又は捜査当局等に対し刑事告訴を行うことにより、刑事訴訟を提起してもらい、犯罪者に刑事責任を負わせることも検討に値する。

故意に、他人の特許、意匠、商標、著作物又は営業秘密を不法使用する等の行為は犯罪とされ、拘禁刑又は罰金刑が科される。

刑事手続については、前述した民事訴訟と同様に、従来、州ごとに法制度が制定され、運用されてきた。そのため、各州によってばらばらの刑事手続を連邦法レベルで統一しようという努力がなされてきた。その結果、2011年1月1日、スイス連邦刑事訴訟法典が施行され、各州の刑事手続が連邦法レベルで統一された。これにより、複数の州にまたがる犯罪の捜査・訴追を行いやすくなり、また、被害者及び証人の保護も手厚くなった。また、検察官

---

<sup>26</sup> 林道晴著「スイスの民事訴訟 ―連邦裁判所、チューリッヒ州及びベルン州の実務を中心として―」（『ヨーロッパにおける民事訴訟の実情（下）』（法曹会、1998年）所収）173頁。

<sup>27</sup> 連邦特許裁判所法の日本語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://dns.jetro.go.jp/ext\\_images/world/europe/ip/pdf/20110201.pdf](https://dns.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ip/pdf/20110201.pdf)

<sup>28</sup> 連邦特許裁判所のホームページのURLは、次のとおりである。

[https://www.bundespatentgericht.ch/en/?no\\_cache=1](https://www.bundespatentgericht.ch/en/?no_cache=1)

<sup>29</sup> 「スイスの特許裁判所法および特許弁理士法の概要」（JERO デュッセルドルフセンター、2011年）[https://dns.jetro.go.jp/ext\\_images/world/europe/ip/pdf/20110201.pdf](https://dns.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ip/pdf/20110201.pdf)

<sup>30</sup> [https://www.bundespatentgericht.ch/fileadmin/web-dateien/GB\\_2015\\_BPGer\\_e.pdf](https://www.bundespatentgericht.ch/fileadmin/web-dateien/GB_2015_BPGer_e.pdf)

が捜査の主宰者となり起訴に持ち込むこととされ、従来の予審判事の制度が廃止された<sup>31</sup>。

知的財産権侵害に関する犯罪が成立する可能性がある事案においては、刑事的手段をとることも積極的に検討すべきであろう。

### 3 税関による水際措置

知的財産権利者にとっては、税関による水際取締りも有効な手段であるといえる。スイスでは、特許法、意匠法、商標法及び著作権法は、それぞれの知的財産権侵害物品に対する税関による水際取締りについて、具体的な規定を置いている。

ここでは、特許法の関連規定を紹介する。特許法は、特許権侵害物品に対する税関による水際措置について、明文規定を置いている（86a 条～86k 条）。まず、税関は被疑侵害商品が輸入、輸出又は輸送される疑いを発見した場合、自発的に 3 営業日間の留置を行うとともに、特許権者に通知する。特許権者又はライセンシーは、当該商品が特許権を侵害していると認めるときは、当該商品を差し押さえるよう、税関に書面で申請する（その際、税関に対し必要な情報を提供し、かつ正確な説明をしなければならない）。税関は、当該商品が特許権を侵害していると認めるときは、申請者及び当該商品の所有者等に通知を行う。通知後 10 日以内の期間（さらに 10 営業日延長も可能）、当該商品は税関に留置されるので、申請者は、その期間中に、見本を受領し当該商品を検査する。申請者は、当該商品の廃棄を請求することもできるが、当該商品の廃棄には所有者等の同意がなければならない。当該商品の廃棄の費用は申請者が負担する。もし当該商品の廃棄が不当であることが後日判明した場合、申請者は損害賠償責任を負う。当該商品の留置により所有者等に損害が生じるおそれがあると予期される場合、税関は、申請者が責任申告書を提出すること（保証金の供託による場合もある）を当該商品の留置の条件とすることができる。

## X おわりに

以上、スイスの知的財産法制度の概要を紹介したが、前述したとおり、スイスは EU には加盟しておらず、EU 加盟国とは異なる制度を採用していることが少なくないこと等から、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、スイスは、近年の人口あたりの特許出願件数で世界トップレベルを維持しており、高い科学技術研究開発能力を有するイノベーション国家であるといえること、数多くのハイテク企業を擁すること等、日本とスイスの共通点も多いこと等を考えると、今後も、スイスの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.14401』（経済産業調査会、2017 年、原題は「世界の知的財

<sup>31</sup> <http://www.swissinfo.ch/jpn/detail/content.html?cid=29188592>

産法 第14回 スイス」)。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。